

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年1月8日

熊本地方法務局 登記官 川畠文保

記

| 手続番号           | 表題部所有者不明土地に係る所在事項    |
|----------------|----------------------|
| 3300-2025-7020 | 上益城郡御船町大字木倉字山ノ上2706番 |

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年1月8日

熊本地方法務局 登記官 川畠文保

記

| 手続番号           | 表題部所有者不明土地に係る所在事項    |
|----------------|----------------------|
| 3300-2024-6027 | 上益城郡御船町大字木倉字屋敷2421番  |
| 3300-2024-6028 | 上益城郡御船町大字木倉字山ノ上2566番 |
| 3300-2024-6036 | 上益城郡御船町大字木倉字平2968番   |
| 3300-2024-6048 | 上益城郡御船町大字木倉字古屋敷3414番 |
| 3300-2024-6014 | 上益城郡御船町大字木倉字前田906番   |